

寝具類使用契約書(案)

- 1 契約物品 寝具類 (下記条項のとおり)
- 2 使用料 1組1日当たり 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥)
- 3 契約期間 令和6年11月1日から令和9年10月31日まで (3年間)
- 4 納入場所 愛媛県立子ども療育センター
- 5 契約保証金

愛媛県立子ども療育センター所長 (以下「甲」という。) と、
(以下「乙」という。) は、寝具類の貸与、洗濯等に関し、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 甲及び乙は、この契約書 (頭書及び別記を含む。以下同じ。) に基づき、別添の仕様書及び個人情報取扱特記事項 (以下「仕様書等」という。) に従い、この契約を誠実に履行しなければならない。

2 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(権利の譲渡等)

第2条 乙は、賃貸借期間中に借入物品を第三者に譲渡しようとするときは、あらかじめ書面により甲の承諾を得た上、甲がこの契約と同一の条件で借入物品を使用できるよう措置しなければならない。

2 乙は、前項に定める場合を除くほか、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令 (昭和 25 年政令第 350 号) 第 1 条の 3 に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

4 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則 (昭和 45 年愛媛県規則第 18 号) の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(契約物品の譲渡等)

第3条 甲は、乙の承諾なしに、この契約により生ずる債権を譲渡し、又は契約物品を転貸してはならない。

(対象物品等)

第4条 乙が甲のために貸与しなければならない寝具は、別添「寝具類設備に関する仕様書」のとおりとする。

2 乙が、甲のために常に用意しなければならない寝具の組数は、甲において使用することとなる数に甲の保管する予備数を加算したものとする。

3 甲は、これを契約の目的以外に使用してはならない。

(長期継続契約の場合の特約事項)

第5条 甲は、頭書 3 の規定に関わらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする

(納期納入等)

第6条 寝具（予備として保管する寝具の補充の場合を含む。）の納期、搬入、搬出及び使用場所は次のとおりとし、搬入搬出場所までの往復に要する費用は、乙において負担する。

- (1) 納期 甲の指示する日
- (2) 搬入搬出場所 甲のリネン室（本棟及び児童・思春期病棟）及び指示する場所
- (3) 使用場所 愛媛県立子ども療育センター内

(検査等)

第7条 乙は、寝具を搬入搬出する場合は、伝票を添えてその都度甲の検査を受けなければならないものとする。

- 2 甲は、搬入時の検査で不合格品があった場合は、速やかに乙に通知するものとする。
- 3 乙は、前項により不合格の通知を受けた場合は、当該不合格品を速やかに交換し検査を受けなければならない。

(洗濯及び補修等)

第8条 乙は、寝具のうち掛布団、敷布団、毛布、枕については必要に応じ、その他の寝具については、週1回洗濯、補修、仕立て直しを行うものとする。ただし、汚染及び退所者の使用した寝具は、その都度交換し、洗濯、補修等を行うものとする。

- 2 入所者の使用により、寝具に血痕、膿、分泌物等の汚物が付着した場合は、甲において予備洗濯を行い、乙へ引き渡すものとする。

(消毒)

第9条 甲は使用された寝具を引き渡す場合、甲の施設内で寝具の感染症予防法の規定による消毒を行い、感染等の危険なきことを確認のうえ、乙に引き渡すものとする。

(適正処理)

第10条 乙は、平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知の別添1に定める衛生基準に従い、寝具を適正に処理しなければならない。

(契約不適合責任)

第11条 甲は、引き渡された物品が品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(受検義務)

第 12 条 乙は、寝具の洗濯、消毒及び補修等の設備方法について、甲及び関係官庁の指導を受け、又はその立入検査に随時応じるものとする。

(従業員の健康管理)

第 13 条 乙は、寝具の洗濯、補修、運搬に従事する従業員の健康管理のため、年 1 回健康診断を行うものとする。

(請求及び支払)

第 14 条 甲は、頭書 2 に定める使用料金に、前月の延使用組数を乗じた金額を、乙へ支払うものとする。

2 前項に定める使用料の計算に、円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

3 甲は、毎月、前月の延使用組数を翌月 15 日までに乙へ通知し、乙は、この通知に基づき、前月の使用料を甲に請求するものとする。

4 甲は、乙から請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

(支払の遅延)

第 15 条 甲は、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「遅延防止法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(契約物品の返還)

第 16 条 甲は、契約期間が満了したとき、又はこの契約が解除されたときは、契約物品を速やかに返還するものとする。

2 乙は、甲の指示する期日までに契約物品を撤去しなければならない。

3 契約物品の返還に要する経費は、乙の負担とする。

(乙の機密保持)

第 17 条 乙は、保守等の実施にあたり知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。

2 契約期間の満了その他の理由により契約物品を撤去する場合において、契約物品内部に甲のデータが存在するときは、乙は、乙の経費負担によりこれを全て消去するものとする。

(契約保証金の返還等)

第 18 条 乙は、契約保証金を納付している場合において、頭書 3 の契約期間が満了し、第 16 条の規定による契約物品の返還が完了したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受理したときは、その日から 30 日以内に契約保証金を乙に還付するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(甲の解除権)

第 19 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。
- (2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

3 甲は、第1項又は前項の規定により契約を解除したときは、解除した日の属する月の前月までに納入したものに対する代価をその期間の月数で除して得た1ヵ月平均額に解除後の月数を乗じて得た金額の10分の1を違約金として乙から徴収するものとする。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第20条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(事情変更による契約の変更)

第21条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その実情に応じ、甲乙協議して、書面により賃貸借料、賃貸借期間その他の契約内容を変更することができる。

(変更の届出)

第22条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第23条 この契約の関係規定による遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(代行保証)

第24条 乙は、天然地変・人災・倒産等のために業務を遂行できなくなった場合、この契約を履行するため、社団法人日本病院寝具協会又は事業者等による代行保証を確保し、契約締結後速やかにこれを甲に通知するものとする。

(契約外の事項)

第25条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則及び遅延防止法によるもののほか、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第26条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 愛媛県東温市田窪 2135 番地
愛媛県立子ども療育センター
所 長 ⑩

乙 ⑩